

一般財団法人 J P 生きがい振興財団定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人の名称を、一般財団法人 J P 生きがい振興財団（以下「財団」という。）とする。

(事務所)

第2条 財団の主たる事務所を東京都千代田区に置く。

2 財団は、理事会の決議を経て、評議員会の承認を受け、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

(目的)

第3条 財団は、警察職員及び地域住民の生きがいの増進を図るとともに、地域社会活動の推進に貢献する者を顕彰することにより、安全・安心な地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 財団は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 警察職員及び地域住民の生きがいの増進等に関する事業

- ア 生きがいの増進及び地域社会活動に貢献するための教養・知識の涵養
- イ 生涯生活設計に関する調査研究及び情報の提供

(2) 警察職員として特に功労のあった者を顕彰する事業

- ア 優れた警察研究論文、発明、提言等に対する表彰
- イ 警察活動に顕著な功労を挙げた者に対する表彰

(3) 安全・安心な地域社会の実現に寄与する事業

- ア 地域社会活動に関する調査研究並びにその活動に参加する警察職員及び地域住民に対する支援
- イ 安全・安心な地域社会の実現に多大な功労が認められる警察職員及び地域住民に対する表彰

(4) 警察職員及び地域住民の公的な資格取得を支援する事業

(5) その他前条の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、日本全国において行うものとする。

(事業年度)

第5条 財団の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第2章 財産及び会計

(財産の構成)

第6条 財団の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 移行登記当初において財産目録に記載された財産
- (2) 会員からの収入
- (3) 財産から生ずる収入
- (4) 寄附金品
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(財産の種別)

第7条 財団の財産の種別は、基本財産及びその他の財産とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

- (1) 前条の財産目録で特定された財産
- (2) 基本財産として寄附された財産
- (3) 理事会で、基本財産に繰り入れることを決議した財産

3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

(財産の管理・運用)

第8条 財団の財産の管理・運用は、理事長が行うものとし、理事会の決議に

より別に定めるところに従い、常に適正な管理・運用に努めなければならない。

(基本財産の処分)

第9条 やむを得ない事由により基本財産の全部若しくは一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会において、決議に加わることのできる理事の3分の2以上の多数をもって決議した上で、評議員会の承認を得なければならない。

(事業計画及び収支予算)

第10条 財団の事業計画書及び収支予算書は、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し理事会の承認を得なければならない。これを変更する場合も同様とする。

(事業報告及び決算)

第11条 財団の事業報告及び決算は、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の決議を経て、定時評議員会の承認を得なければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- (6) 財産目録

2 財団は、前項の定時評議員会終了後遅滞なく、貸借対照表を公告するものとする。

(長期借入金並びに重要な財産の処分又は譲受け)

第12条 財団は、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、資金の借入れをしてはならない。ただし、理事会において、決議に加わることのできる理事の3分の2以上の多数の決議を得た場合はこの限りでない。

2 財団が重要な財産の処分又は譲受けを行う場合も、前項と同様とする。

(会計原則)

第13条 財団の会計は、一般に公正妥当と認められる会計の原則に従わなければならない。

2 財団の会計処理に関し、必要な事項は理事会の決議により別に定める。

第3章 評議員及び評議員会

第1節 評議員

(定数)

第14条 財団に、評議員3人以上7人以内を置く。

(選任等)

第15条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）第179条から第195条の規定に従い、評議員会において行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のアからカに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

ア 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族

イ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ウ 当該評議員の使用人

エ イ又はウに掲げる者以外の者であつて、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

オ ウ又はエに掲げる者の配偶者

カ イからエまでに掲げる者の3親等内の親族であつて、これらの者と生計を一にするもの

(2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のアからエに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

ア 理事

イ 使用人

ウ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者

エ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者

(ア) 国の機関

(イ) 地方公共団体

(ウ) 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人

(エ) 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人

(オ) 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人

(カ) 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

3 評議員は、財団の理事又は監事を兼ねることができない。

4 評議員に異動があつたときは、2週間以内に登記をしなければならない。

（権限）

第16条 評議員は、評議員会を構成し、第19条第4項に規定する事項を決議する。

(任期)

- 第17条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終了のときまでとし、再任を妨げない。
- 2 欠員により選任された評議員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
 - 3 評議員は、任期の満了又は辞任により退任した後も、第14条に定める定数に足りなくなるときは、新たに選任された者が就任するまでの間は、なお評議員としての権利義務を有する。

(報酬等)

- 第18条 評議員は無報酬とする。ただし、その職務を遂行するために必要な費用は支給することができる。
- 2 前項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める。

第2節 評議員会

(構成及び権限)

- 第19条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。
- 2 評議員会に議長を置く。議長は、評議員の中から評議員の互選により選出する。
 - 3 議長は、評議員会の議事を総務する。議長に事故あるとき、又は議長が欠けたときには、評議員の互選により選出された評議員がその職務を行う。
 - 4 評議員会は、次の事項について決議する。
 - (1) 理事及び監事の選任及び解任
 - (2) 理事及び監事の報酬等の額
 - (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準
 - (4) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
 - (5) 定款の変更
 - (6) 残余財産の処分
 - (7) 基本財産の処分又は除外の承認
 - (8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項
 - 5 前項にかかわらず、個々の評議員会においては、第22条第1項の書面に記載した評議員会の目的である事項以外の事項は、決議することができない。

(種類及び開催)

- 第20条 評議員会は、定時評議員会及び臨時評議員会とする。
- 2 定時評議員会は、毎事業年度終了後3箇月以内に1回開催する。
 - 3 臨時評議員会は、必要がある場合に、いつでも招集することができる。

(招集)

- 第21条 評議員会は、理事会の決議に基づき、理事長が招集する。
- 2 評議員は、評議員会の目的である事項及び招集の事由を示して、評議員会議長を通じ、理事長に対し評議員会の招集を求めることができる。
 - 3 理事長は、前項の求めがあった場合、遅滞なく評議員会を招集しなければならない。

(招集の通知)

- 第22条 理事長は、評議員会の開催日の1週間前までに、評議員に対して、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって評議員会を招集する旨の通知を発しなければならない。
- 2 前項にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく、評議員会を開催することができる。

(決議)

- 第23条 評議員会の決議は、一般法人法第189条第2項に規定する事項及びこの定款に特に規定する事項を除き、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、出席評議員の過半数をもって決する。

(決議の省略)

- 第24条 理事が評議員会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、決議に加わることのできる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をした場合は、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

- 第25条 理事長が評議員の全員に対し、評議員会に報告すべき事項を事前に通知した場合において、その事項に関し、評議員の全員が評議員会に報告することを要しないことに同意する旨を書面又は電磁的記録により意思表示をした場合、その事項は評議員会に対して報告があったものとみなす。

(議事録)

第26条 評議員会の議事については、法令に定めるところにより議事録を作成しなければならない。

2 議長は出席した評議員の中から、前項の議事録に記名押印する議事録署名評議員2人を指名するものとする。

(評議員会運営規則)

第27条 評議員会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるところによるほか、評議員会の決議により別に定める。

第4章 役員等及び理事会

第1節 役員等

(種類及び定数)

第28条 財団に、次の役員を置く。

(1) 理事 3人以上7人以内

(2) 監事 2人以上3人以内

2 理事のうち、1人を理事長、2人以内を専務理事とする。

3 理事長をもって一般法人法上の代表理事とし、専務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(選任等)

第29条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 監事は、理事又は使用人を兼ねることができない。

(理事の職務)

第30条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、財団を代表してその業務を執行する。

3 専務理事は、理事長を補佐し、財団の業務を執行する。

4 専務理事が執行する業務の分担は、理事会の決議により別に定める。

5 理事長及び専務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務・権限)

第31条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の職務執行状況の監査
- (2) 財団の業務並びに財産状況の監査
- (3) 理事会に出席し、必要があると認める場合の意見陳述
- (4) 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認める場合、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認める場合に、その旨の遅滞のない理事会報告
- (5) 前号の規定に基づき、必要があると認める場合の理事長に対する理事会の招集請求
- (6) 前号による請求をした日から5日以内に、その請求をした日から2週間以内の日を開催日とする理事会の招集通知が発せられない場合、直接理事会の招集
- (7) 理事が評議員会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認める場合、その調査結果の評議員会報告
- (8) 理事が財団の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によって財団に著しい損害が生ずるおそれがあるとき、当該理事に対する速やかな当該行為の中止請求
- (9) その他監事に認められた法令上の権限の行使

(任期)

- 第32条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終了のときまでとし、再任を妨げない。
- 2 欠員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 役員は、任期の満了又は辞任により退任した後においても、第28条に定める定数に足りなくなるときは、新たに選任された者が就任するまでの間は、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(解任)

- 第33条 役員が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって、解任することができる。ただし、監事を解任する決議は、決議に加わることができる評議員の3分の2以上の多数をもって行う。
- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合
 - (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないと認められる場合

(報酬等)

第34条 役員は、無報酬とする。ただし、常勤の役員には、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って、算定した額を報酬等として支給することができる。

- 2 役員には、その職務を遂行するために必要な費用を支給することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める。

(取引の制限)

第35条 理事は、次に掲げる取引を行う場合は、その取引についての重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにする財団の事業の部類に属する取引
 - (2) 自己又は第三者のためにする財団との取引
 - (3) 財団がその理事の債務を保証すること、その他理事以外の者との間における財団とその理事との利益が相反する取引
- 2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。
- 3 前2項の取扱いについては、第46条に定める理事会運営規則による。

(顧問)

第36条 財団に、顧問若干名を置くことができる。

- 2 顧問は、財団に功労があった者又は学識経験者の中から、理事会において任期を定めた上で選任する。
- 3 顧問は、無報酬とする。ただし、その職務を遂行するために必要な費用を支給することができる。
- 4 顧問は、理事長の諮問にこたえ、理事長に対し、意見を述べることができる。

第2節 理事会

(構成)

第37条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第38条 理事会は、この定款で別に定めるところによるほか、次の職務を行う。

- (1) 評議員会の日時及び場所並びに目的である事項の決定
- (2) 規程及び規則の制定、変更及び廃止

- (3) 財団の業務執行の決定
 - (4) 理事の職務執行の監督
 - (5) 理事長及び専務理事の選定及び解職
- 2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することができない。
- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
 - (2) 多額の借財
 - (3) 重要な使用人の選任及び解任
 - (4) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止
 - (5) 財団の業務の適正を確保するための体制の整備

(種類及び開催)

第39条 理事会は、定時理事会及び臨時理事会とする。

- 2 定時理事会は、毎事業年度2回開催する。
- 3 臨時理事会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。
 - (1) 理事長が必要と認めた場合
 - (2) 理事長以外の理事から、会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の求めがあった場合
 - (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その日から2週間以内の日を理事会の日とする招集通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集した場合
 - (4) 第31条第5号に基づき、監事から招集の請求があった場合、又は同条第6号に基づき監事が招集した場合

(招集)

- 第40条 理事会は、理事長が招集する。ただし、前条第3項第3号又は第4号後段の規定により招集される場合を除く。
- 2 前条第3項第3号の規定による招集は理事が、第4号後段の規定による招集は監事が行う。
 - 3 理事長は、前条第3項第2号又は第4号前段による請求があった場合は、その請求があった日から2週間以内に理事会を招集しなければならない。
 - 4 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、議案を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに全役員に通知しなければならない。
 - 5 前項の規定にかかわらず、全役員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第41条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし、理事長に事故のあるときは、理事会の承認を得て、専務理事がこれに当たる。

(決議)

第42条 理事会の決議は、この定款で別に定めるところによるほか、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、出席理事の過半数をもって決する。

(決議の省略)

第43条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、決議に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をした場合は、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が当該提案について異議を述べたときはこの限りでない。

(報告の省略)

第44条 理事又は監事が、全役員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合、その事項については理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は、第30条第5項には適用しない。

(議事録)

第45条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成しなければならない。

2 出席した理事長及び監事は、議事録に記名押印するものとする。

(理事会運営規則)

第46条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるところによるほか、理事会の決議により別に定める。

第5章 定款の変更、解散等

(定款の変更)

第47条 この定款は、評議員会において、決議に加わることのできる評議員の3分の2以上の多数の決議を得て変更することができる。

2 前項の規定は、第3条及び第4条に規定する目的並びに事業及び第15条第1項に規定する評議員の選任及び解任についても適用する。

(合併等)

第48条 財団は、評議員会において、決議に加わることができる評議員の3分の2以上の多数の決議を得て、財団と類似の事業を目的とする公益法人若しくは他の一般法人との合併及び事業の全部又は一部の譲渡をすることができる。

(解散)

第49条 財団は、一般法人法第202条の事由の発生により解散する。

(剰余金)

第50条 財団は、剰余金の分配を行うことができない。

(残余財産の処分)

第51条 財団が解散等により清算するとき有する残余財産は、評議員会の決議により、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第6章 運営委員会

(委員会)

第52条 理事会は、財団の事業を運営するために必要がある場合は、その決議により運営委員会を設置することができる。

- 2 運営委員会を構成する委員は、学識経験者の中から、理事会が選任する。
- 3 運営委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第7章 事務局

(設置等)

第53条 財団の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局に事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長は、理事会の決議を経て理事長が任命する。
- 4 職員は、理事長が任免する。
- 5 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(備付帳簿及び書類)

第54条 財団の主たる事務所には、次に掲げる帳簿及び書類を備付けておかなければならない。

- (1) 定款
- (2) 理事、監事及び評議員の名簿
- (3) 認可及び登記に関する書類
- (4) 理事会及び評議員会の議事に関する書類
- (5) 財産目録
- (6) 役員等の報酬等の支給基準に関する書類
- (7) 事業計画書及び収支予算書
- (8) 事業報告書及び計算書類
- (9) 監査報告書
- (10) その他法令で定める帳簿及び書類

2 前項の帳簿及び書類の閲覧については、法令の定めるところによるほか、第56条第2項に定めるところによる。

第8章 会員

(会員)

第55条 財団の目的及び事業に賛同し、財団の事業活動を支援する個人又は団体を会員とすることができる。

2 会員に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第9章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第56条 財団は、公正で開かれた活動を推進するために、その活動状況、運営内容、業務資料等を公開するものとする。

2 情報公開に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(個人情報の保護)

第57条 財団は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

2 個人情報の保護に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(公告)

第58条 財団の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由により、電子公告ができない場合は、官報に

掲載する方法により行う。

第10章 補則

(細則)

第59条 この定款に定めるところによるほか、財団の運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号。以下「整備法」という。）第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般財団法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 整備法第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散登記と一般財団法人の設立の登記を行った場合は、第5条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 財団の最初の代表理事は、山田英雄、業務執行理事は、和田康敬とする。
- 4 財団の最初の評議員は、次に掲げる者とする。

笠井聰夫	佐藤 守
増田生成	早川敏夫
村上徳光	小川幸二